



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 田中 孝史
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

2017年度

郵政ユニオン東京地本

大会要求を提出

郵政ユニオン東京地本は9月4日、日本郵便東京支社に対し、大幅増員や勤務時間管理、労働環境改善などに関する6項目の大会要求を提出しました。

大幅増員を求める要求

東京支社管内の各局では連日の超過勤務がおこなわれ、その上勤務時間も守られずに勤務時間前着手や休憩・休息が正規に取れない状態が続いています。これらの大きな原因が要員不足にあることは疑いようもなく、そのしわ寄せは利用者にも多大な迷惑と不便を強いることにもなっています。

東京支社管内では約950名の期間雇用社員の募集をおこなっていますが、一向に充足されず要員不足は解消されていません。

国会で「必要な労働力は確保されている」と日本郵便本社は答弁していますが、地本は、日本郵便東京支社が、要員の確保がされ

ているという現状認識であるのかを明らかにすることを求めています。また、各郵便局の必要労働力数と、2017年8月1日現在、東京支社管内の期間雇用社員の不足数(募集数)を明らかにしたうえで、早急に必要人員を雇用し正常な業務運行が確保できるように要求しました。

勤務時間管理の要求

勤務時間管理に関して東京支社は、交渉で毎回「郵便局を指導している」としてはいますが、職場では何ら改善されていないのが現状です。以前より指摘しているように、勤務時間管理ができない管理者が多く存在していることが大きな原因と考えていますが、この問

題で支社は以前より局を指導しているとしていますが、具体的には「指導」とはどのようなものを指しているのか、更に9月から各局に配備されている出退勤システムについての問題点について、東京支社の見解を明らかにするよう求めています。

ネットワーク再編・ゆゆう窓口・深夜帯の労働環境の改善要求

ネットワーク再編により、地域区分局や集中処理局では物増に見合う増員がなされていません。更に深夜勤の勤務回数が増加傾向にあり、過酷な状況を改善するため大幅な増員は待ったなしです。業務移管やゆうゆう窓口の時間短縮を実施した一般局では、要員が減らされたため、休憩・休息が正規に取得できなくなっています。身体に悪影響を及ぼす深夜労働の軽減をおこなう

ためにも早急に増員をおこなうことを要求するとともに、非正規社員の夜間帯従事者の賃金及び労働環境の抜本的な改善を要求しました。

社員の健康管理について

雇用時間に関係なくすべての社員に定期健康診断を受診させること。深夜勤務明けの期間雇用社員が健康診断を受診するための待機時間は超過勤務とすること要求しました。

期間雇用社員のスキル評価項目について

郵便局ごとに評価項目が異なるため評価の解釈をめぐる問題点が以前より指摘されています。業務ごとにスキル項目を統一するよう要求しました。

その他の要求

勤務時間外に、業務に関する電話やメールによる問い合わせが頻回におこなわれ非常に困惑をしている現状に、今後は安易な問い合わせなどはおこなわず、次回出勤時に確認することを求めています。

以上、早期に交渉をおこない報告していきます。



労働者を労働時間規制の対象から外す「高度プロフェッショナル制度」

を新設する労働基準法改善案(残業代ゼロ法案)を「過労死ライン」の残業を容認することを盛り込んだ労基法改定と一本化して、法案を通そうとしています▼この制度は、労働基準法が定めている労働時間・休憩・休日・深夜割増賃金などの規定を適用しない制度です。8時間労働制が適用されず、残業や休日労働しても残業代が出ません。過労死しても自己責任にされてしまいます▼導入要件を年収1075万以上の高度専門職とし、本人同意が条件で、全労働者の3%程度に絞られるといいますが、まったく当てになりません。労働者派遣法など、はじめはきびしい要件をつけて導入しても、その後ひどいものに改悪された事例はたくさんあります▼労働者の健康確保措置のため年104日の休日を義務化するという修正案では、規制効果は期待できず制度の危険な本質は変わりません。修正ではなく、撤回の運動が求められます。

新東京雇止め裁判、不当判

突然の通告で雇止めになった金子孝信さん(新東京)が、雇止めの撤回を会社に求めていた裁判で9月11日、東京地裁において原告の請求をいづれも棄却するという不当判決が出されました。

判決では、原告の金子孝信さんが電話対応の際に手術の可能性が出てきたとい

う会話のなかの一言をもつて回復の見込みがないと判断したこと、一定期間の欠勤日数が多かったこと、更に、金子さんが雇止め通知に対し直ちに書面等をもって異議を述べなかつたことを理由としています。

しかし、金子さんが8年8か月もの期間、契約更新

をおこなってきた実績は全く無視されています。また、会社からの通告の際には即座に口頭で異議を申し立てていることも判決ではくみとられていません。判決は会社の言い分のみで立脚したものであり、この点で全く不当な判決と言わざるを得ません。

「金子孝信さんは2015

年8月21日、会社から就業規則第12条を盾に雇止め通知がされました。その後、郵政産業労働者ユニオン新東京支部において苦情処理制度を活用し雇止めの撤回を求めてきました。2016年3月28日、東京地方裁判所へ労働審判制度の申し立てを行い同年6月6日には裁判官から会社に対し解

決金の支払いが言い渡されましたが、会社はこれに異議申し立てをおこなってきました。金子孝信さんは郵政産業労働者ユニオン新東京支部と共に期間雇用社員のセーフティネットの確立を目指す立場で裁判を決意し裁判へと至りました。」(地裁判決に対する新局支部声明より)

新東京支部は今後も労働者の立場にたった労働組合としてのチェック機能を果たし、わずかな権利侵害に対しても許さない、見逃さない姿勢を貫いていく決意を示しました。

当面の行動日程

- 10月6日(金) 東京総行動 郵政本社前8時45分
- 11月12日(木) 地本「秋の学習会」 一八春闘に向けて
- 11月14日(土) 安心して働きたい東京のつどい
- 10月14・15日 (土・日) 働く女性の中央集会 in東京
- 11月18日(水) 郵政女性全国交流会 in大阪

「安倍政治を問う」

大義なき解散・「国難突破解散」?

総選挙で安倍政権を退陣に

戦争法の強行から二年、9月19日、多くの市民が国会前の大集会に参加しました。戦争法廃止、安倍退陣国会前行動です。「二年前の強行採決は絶対に忘れない」「戦争法を廃止し、安倍退陣を!」「9条改憲NO!」「市民と野党の共闘で安倍政権を退陣に追い込もう」の一万人を超える声が国会前に響きました。

9月25日(月)、安倍首相は、28日召集される臨時国会の冒頭で衆議院を解散することを明らかにしました。安倍首相は、解散理由

を消費税増収分の使途の変更(幼児教育の無償化など)、北朝鮮問題への対応としていいます。衆院選は、10月10日公示、10月22日投票の日程で行われる見通しです。

森友・加計疑惑の追及を恐れ、世論調査での内閣支持率が若干持ち直していることや、野党の選挙態勢の遅れを見越して、自身の都合のいい時に前代未聞の国会冒頭解散・総選挙という暴挙に出ました。こんなことが許されていいのでしょうか?

安倍政治を許さない



